

- 1 日時 : 令和5年7月11日(火)14時から16時30分まで
- 2 場所 : 高知県立公文書館 2階 研修室
- 3 出席者:(委員)山岡会長、福島副会長、依田委員、渡部委員、菊池委員  
(事務局(法務文書課))小谷補佐、片岡チーフ、西川主幹  
(公文書館)宅間館長、武田次長、三宮チーフ、宮本主幹、今村主幹、  
楠瀬主事、宮本専門員、服部専門員、本澤専門員、織田専門員

#### 4 議事概要

- ・ 公文書館長からの「条例第32条第2号の規定による保存期間が満了した公文書の公文書館への移管及び廃棄」に係る諮問について、まず、公文書館から選別結果について、一次選別と二次選別の結果が違うものや選別会議で議論となったものを中心に説明した。
- ・ 委員会運営要領第8条第4項に基づき歴史公文書該当性の確認をした依田委員及び渡部委員の報告を受け、審議の結果、諮問のあった公文書ファイル(知事部局、公営企業局、教育委員会、行政委員会及び公立大学法人)のうち一部のファイルについて諮問を受けた選別結果から、歴史公文書等該当(移管が適当)及び歴史公文書等非該当(廃棄が適当)と、それぞれ異なる措置とすることが適当と認める旨の答申を行い、これら以外のファイルについては諮問どおり移管及び廃棄することについて適当と認める旨の答申を行うこととした。

#### 5 諮問に関する主な意見

- ・ 選別の考え方として、結果の文書があればよいということではなく、何か立案される時の経緯を示すものが残らないと歴史資料としては意味が半減するため、一連の文書においては一番最初の文書を残す方向で検討する方がよい。
- ・ 国の調査に係る文書であっても、国のレベルになると数字が大括りになっていくため、県としても重要な調査に関する文書においては県レベルの詳細な数値を残していく必要があり、そういったものは移管とすべきである。
- ・ 出先機関の文書については、おそらく本課等に集約されているだろうという先入観があるが、ファイルの内容を詳細に確認すると、何々管内の調査だとか、何々地区協議会だとかいうものがあり、必ずしも本課等に集約されない情報もありそうなので、今後は出先機関の文書についてもそういう観点から丹念に見ていく必要がある。
- ・ 実施機関としては市町村の実施した工事の設計書だから廃棄であるという意見があったが、実施機関が作成した文書なのかどうかは関係なく、あくまでその文書自体を移管する必要があるのかどうかを検討しなくてはならない。
- ・ 公営企業局県立病院課の県立病院年報は、以後ずっと移管になる旨を実施機関に伝えてほしい。

#### 6 その他

- ・ 今回の議事録について、事務局の方で議事録を整理した後で各委員に確認していただくこととした。